

- (1) 施設長 1
 (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1以上
 (3) 介護職員 常勤換算方法で、4以上
 (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。附則第13項及び第18項において同じ。) 常勤換算方法で、1以上
 (5) 栄養士 1以上
 (6) 事務員 2以上
 (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数
- 11 前項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型にあっては、この限りでない。
- 12 附則第10項第3号の介護職員のうち1人は、主任介護職員としなければならない。
- 13 附則第10項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号のアに規定する指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 生活相談員 零以上
 (2) 介護職員 次に定める員数
- ア 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上
 イ 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上
 ウ 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、3以上
 エ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上
- (3) 看護職員 1以上
- 14 前項の軽費老人ホームA型のうち一般入所者の数が40を超えるものの前項第2号の介護職員のうち1人以上は、主任介護職員としなければならない。
- 15 附則第10項及び前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 16 附則第10項及び第13項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 17 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 18 次に掲げる者は、常勤の者でなければならない。
- (1) 生活相談員のうち1人以上(主任生活相談員を置かなければならない場合にあっては、主任生活相談員)
 (2) 看護職員のうち1人以上
 (3) 事務員のうち1人以上
 (4) 主任介護職員
 (5) 栄養士

- 19 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
 (健康管理)
- 20 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。
 (主任生活相談員の責務)
- 21 主任生活相談員は、附則第23項において準用する条例第23条に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
- 22 次項において準用する条例第23条及び前項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、これらの規定に規定する業務を行わなければならない。
 (準用)
- 23 条例第3条から第9条まで、第10条第1項、第12条から第20条まで及び第22条から第33条まで並びにこの規則第5条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、条例第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条」とあるのは、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第20項から第22項まで並びに第23項において準用する第7条から第9条まで、第12条から第20条」と読み替えるものとする。

健康長寿課介護支援室

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例第1条ただし書の規定による申請を定める規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第29号

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例第1条ただし書の規定による申請を定める規則

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例(平成24年長野県条例第59号。以下「条例」という。)第1条ただし書の規則で定める申請は、次の各号に掲げる申請者が行う当該各号に定める申請とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項第1号に規定する申請者 同法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第2項第1号に規定する申請者 同法第8条第4項に規定する訪問看護(病院又は診療所により行われるものに限る。)、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション(病院又は診療所により行われるものに限る。)、同条第6項に規定する居宅療養管理指導(病院、診療所又は薬局により行われるものに限る。)、同条第8項に規定する通所リハ

ピリテーション(病院又は診療所により行われるものに限る。)
又は同条第10項に規定する短期入所療養介護(病院又は診療所
により行われるものに限る。)に係る指定の申請

- (3) 介護保険法第115条の2第2項第1号に規定する申請者 同
法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護(病院又は診
療所により行われるものに限る。)、同条第5項に規定する介護
予防訪問リハビリテーション(病院又は診療所により行われる
ものに限る。)、同条第6項に規定する介護予防居宅療養管理指
導(病院、診療所又は薬局により行われるものに限る。)、同条
第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション(病院又は
診療所により行われるものに限る。)
又は同条第10項に規定す
る介護予防短期入所療養介護(病院又は診療所により行われる

ものに限る。)に係る指定の申請

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律(平成17年法律第123号)第36条第3項第1号に規定する申
請者 同法第5条第6項に規定する療養介護に係る指定又は同
条第8項に規定する短期入所(病院又は診療所により行われる
ものに限る。)に係る指定の申請

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

健康長寿課介護支援室
障害者支援課

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部 守 一

長野県規則第30号

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則

(長野県西駒郷管理規則の一部改正)

第1条 長野県西駒郷管理規則(昭和43年長野県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次号において「法」という。)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げる者のほか、法第5条第18項、第20項及び第21項に規定する便宜の供与を受けようとする者

第2条 長野県西駒郷管理規則の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5条第18項、第20項及び第21項」を「第5条第17項、第19項及び第20項」に改める。

(長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第3条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和49年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の表の便宜の供与の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第4条中「肢体不自由者又は視覚障害者」を「身体障害者」に改め、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前号に掲げる者のほか、法第5条第21項に規定する便宜の供与を受けようとする者であつて、センターを利用することが適当であると所長が認めたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、法第5条第18項に規定する便宜の供与を受けようとする者

第5条中「前条第2号」を「前条第4号」に改める。

第6条の2中「第4条第1号」の次に「又は第2号」を加える。

第4条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を次のように改正する。

第3条の表の便宜の供与の項中「第13項及び第14項」を「第12項及び第13項」に、「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める。

第4条第2号中「第5条第21項」を「第5条第20項」に改め、同条第3号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第5条 美容師法施行細則(昭和33年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第5号中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に、「特定施設入所者生活介護」を「特定施設入居者生活介護」に改め、同号を同条第3号とし、同条中第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同条第8号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に、「基づく」を「基づく障害者支援施設及び」に改め、同号を同条第6号とする。

様式第1号中

「2 出張しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 2の期間内において業務を行う日数

日間(につき 日)

4 出張業務を要する理由

5 出張業務に従事する美容師の氏名、住所、生年月日、免許証番号及び従業する美容所名

(備考) 1 氏名(法人にあつては、代表者名)を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 2の期間は、1年を超えない期間とすること。